［別紙４－１］

環境上の緊急事態の防止措置の詳細

番号・防止措置の名称	
種類	
当該防止措置に対応する南極地域活動の番号	
内容	１．環境上の緊急事態を防止するための構造又は設備 ２．環境上の緊急事態を防止するための運用又は維持手続 ３．環境上の緊急事態を防止するための要員の訓練 ４．その他
備考	

［記載要領］

１．防止措置が複数ある場合は、防止措置の数に応じ、適宜本表を追加して作成すること。

２．法第６条第３項に規定する図書を作成した場合に、当該図書に関する活動に係る防止措置を記載するに当たっては、「内容」の「１．環境上の緊急事態を防止するための構造又は設備」を削除して、以降の項目を繰り上げること。

［別紙５］

環境上の緊急事態が発生した場合における
負担金等のための資金の調達手段に関する事項

総括表

資金調達手段の番号	南極地域活動の番号	当該南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における資金の調達手段の概要

調達すべき資金の額

負担金等の種類	議定書附属書VI第９条１に規定する限度額
①法第20条の４第４項に基づき、環境大臣が対応措置をとった場合における負担金	Ａ．船舶の場合 船舶のトン数：　　トン 限度額の計算式： 限度額：　　ＳＤＲ （参考） 年　月　日において、１ＳＤＲは　円に相当するため、　　ＳＤＲは　　円である。 Ｂ．船舶が関係しない場合 限度額：　　ＳＤＲ （参考） 年　月　日において、１ＳＤＲは　円に相当するため、　　ＳＤＲは　　円である。
②法第20条の５第２項に基づき、関係行政機関の長が対応措置をとった場合における負担金	
③法第20条の６に基づき、締約国の政府が対応措置をとった場合における償還にかかる費用	
④法第20条の８第１項に基づき、いずれの者も対応措置をとらなかった場合において、とられるべきであった対応措置としての措置に要すると見込まれる費用として環境大臣が定める金額の納付金	

［記載要領］

１．総括表中「当該南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における資金の調達手段の概要」については、例えば「保険による」「自己資金による」等、資金の由来を簡潔に記載すること。

２．総括表中「南極地域活動の番号」については、［別紙１］計画に含まれる南極地域活動の一覧表に掲げられた南極地域活動の番号を記載すること。［別紙１］計画に含まれる南極地域活動の一覧表に掲げられた全ての南極地域活動に対し、いずれかの資金の調達手段が対応しているものとすること。

３．環境上の緊急事態が発生した場合における各資金の調達手段については、［別紙５－１］によりその内容の詳細を記載すること。

４．調達すべき資金の額の表中「議定書附属書VI第９条１に規定する限度額」の項中の不要の文字は抹消すること。

５．調達すべき資金の額の表中「トン数」は議定書附属書VI第９条５(c)、「ＳＤＲ」は議定書附属書VI第９条５(b)に規定するものをいう。

６．調達すべき資金の額の表中「議定書附属書VI第９条１に規定する限度額」は、同条４の規定に基づき変更される可能性があるため、南極条約事務局のホームページ等において、常に最新の情報を確認すること。